

アメリカ会社訴訟における 中間的差止命令手続の機能と展開(5)

—予備的差止命令と仮禁止命令の紛争解決機能—

吉 垣 実

目 次

- I. 問題の所在
- II. 差止命令 (Injunction) の史的素描と類型的考察
- III. 連邦裁判所における予備的差止命令 (Preliminary Injunction) の機能と展開
 - 1. 概説
 - 2. 連邦裁判所におけるエクイティ管轄権と予備的差止命令
 - (1) 連邦の裁判管轄の基礎
 - (2) 連邦最高裁判所におけるエクイティ管轄権と予備的差止命令の判断
 - (a) 5つの最高裁事例
 - [1] University of Texas v. Camenisch 事件
 - [2] Weinberger v. Romero-Barcelo 事件
 - [3] Amoco Production Co. v. Gambell 事件

(以上, 大阪経大論集 62 卷 4 号)

 - [4] Grupo Mexicano de Desarrollo v. Alliance Bond Fund 事件
 - [5] eBay Inc. v. MercExchange, L. L. C 事件
 - (b) 評価
 - (3) 連邦控訴裁判所における予備的差止命令の審査基準
 - (4) 予備的差止命令の審理の性質
 - (a) 審理の性質及び特徴
 - (b) 命令取得のメリットとデメリット (以上, 大阪経大論集 62 卷 5 号)
- 3. 検討
 - (1) 差止的救済の意義及び特徴

- (2) 中間的差止命令としての予備的差止命令と仮差止命令
 - (a) 性質・目的
 - (b) 予備的差止命令と仮差止命令の比較
 - (c) 手続選択の考慮要素
 - (3) 予備的差止命令の法的性質及び発令要件の具体的検討
 - (a) 性質・目的・機能
 - (b) 発令要件1—回復不能の被害（以上，法経論集193号）
 - (c) 発令要件2—本案勝訴可能性
 - (d) 発令要件3—比較衡量（以上，法経論集194号）
 - (e) 発令要件4—公益（以上，本号）
 - (f) その他の考慮要因
 - (4) 予備的差止命令発令の各要件の相互関係と審査基準
 - (5) 予備的差止命令の発令手続
 - (6) 仮差止命令の法的性質及び発令要件の具体的検討
 - (7) 仮差止命令の発令手続
 - (8) 小括
- IV. デラウェア州衡平法裁判所における予備的差止命令の機能と展開
- V. 仮差止命令（Temporary Restraining Order）の構造と展開
- VI. 中間的差止命令手続の紛争解決機能
- VII. 結論

(e) 発令要件4—公益（Public Interest）

(イ) 意義—公益要件の位置づけ—

裁判所は、予備的差止命令を認容する前に、公益を考慮する²⁸⁶⁾。ここで

286) 11A Fed. Prac. & Proc. Civ. § 2948. 4.

Yakus ケースは、傍論において、「エクイティ裁判所は、通常行っている関係私益の調整を超えて、公益増進の目的で救済を与え又は与えないことができるし、しばしばそのような取り扱いをしている」と述べた。Yakus v. United States, 321 U. S. 414, 441 (1944) (Virginian Ry. Co. v. System Federation, 300 U. S. 515, 552 (1937) を引用)。

いう公益とは、当該差止命令により影響を受ける当事者でない者の利益のことである。裁判所はこの要件の考察をつうじて、当事者でない者に与える影響を公共政策の観点により評価する²⁸⁷⁾。

公益要件は他の要件より新しい要件である²⁸⁸⁾。公益とは何か、どうすれば公益を立証できるのか、立証された公益はどの程度のウエートが置かれるのか、そして、公益が対立した場合はどのような処理を行うのか、といっ

Atchison ケースは、穀物運送者が、州際通商委員会の認めた検査料の徴収を差し止める予備的差止命令を求めた事例である。最高裁判所は、同委員会の行為が議会の委ねた使命と一貫しない重大な疑念がある場合に限りそのような差止命令を発することができるとして、予備的差止命令を認めた地方裁判所の判断を取り消した。裁判所は、それとは別個に、船主や運送人の利益（訴訟当事者の私益）の他に、農民や消費者の利益（非当事者の公益）を論じた。Atchison v. Wichita Bd. of Trade, 412 U. S. 800 (1973); Amoco Prod. Co. v. Village. of Gambell, 480 U. S. 531 (1987) (前掲ケース [3]); California v. American Stores Co., 495 U. S. 271 (1990).

287) 11A Fed. Prac. & Proc. Civ. § 2948.4 [「この要因に焦点を当てることは、当該命令を発令すべきかどうかに関する政策的考慮があるかどうかを検討するもうひとつの方法である。」]; Vaughn, *supra* note 254, at 863 [この要件により、差止命令の発令が非当事者たる個人若しくは共同体の利益、又は社会一般の利益にどう影響するのかについて、当事者は主張できるし、裁判所は考察できる.]。

裁判所は、予備的差止命令を認める前に、公益、すなわち差止命令が社会経済に対して与える大きな影響を考察する。以上につき、Thomas E. Patterson, *Handling the Business Emergency –Temporary Restraining Orders and Preliminary Injunctions* (2009), at 52 (Croskey Street Concerned Citizens v. Romney, 459 F. 2d 109 (3d Cir. 1972) を引用する。).

288) Eaton, *supra* note 21, at 566.

アメリカの裁判所もイギリスの裁判所も、世紀が変わるまで、予備的差止命令が公益に与える影響について考えてこなかった、との指摘もある。Vaughn, *supra* note 254, at 863.

た点は必ずしも明らかではない²⁸⁹⁾。この要件で考慮すべき「公益」とは、他の3要件では考慮されないものであり（要件の独立性・考察の重複の回避）、かつ、その存否で申立ての認否を左右できる程度に重要な利益（利益の重大性）でなければならないだろう。

ただ、実際には、以下に述べるとおり、特別に優越的な価値をもつ公益が存在する場合でない限り、公益が予備的差止命令の発令の認否を左右する場面は少ない²⁹⁰⁾。

（ロ）公益の内容

①本案の法律関係に関する公益 裁判例において最も多く言及される公益は、本案で主張される法律関係に関する公衆の公益である²⁹¹⁾。たとえば、不法行為に基づく損害賠償請求であれば被害者救済、債務不履行に基づく損害賠償請求であれば契約上の信頼保護などである。通常、このような公益は、実体法により取り上げられ、道徳的・政策的観点により検討が加えられ、権利義務関係を通じて実現を予定される。換言すれば、実体法は諸公益に配慮して当事者間の権利義務関係を規定している。したがって、実

289) Vaughn, *supra* note 254, at 863-64.

最高裁判所と控訴裁判所は様々なケースにおいて公益を判断要件として含めてきたが、特定の場面でなぜ公益を審査するのかについて、その理由を十分に説明していない、との指摘がある。Arthur D. Wolf, *Preliminary Injunctions: The Varying Standards*, 7 W. New Eng. L. Rev. 173, 234 (1984-1985).

290) 結果に関して公益が役割を果たすような予備的差止命令の申立てはまれであるといわれている。Mason v. Minn. State High Sch. League, 2003 U. S. Dist. LEXIS 23460, at *10 (D. Minn. Dec. 30, 2003).

291) Lewisはこのような利益を、「実体関係内政策 (Intrinsic Policy)」と称している。Orin H. Lewis, “*The Wild Card that is the Public Interest*”; *Putting a New Face on the Fourth Preliminary Injunction Factor*, 72 Tex. L. Rev. 849, 856-57, 67-73.

体法上の権利者を保護することが、公益に適うことになる。そして、暫定的手続の段階では、権利者となる可能性の高い者（本案勝訴可能性の高い側）を保護することが公益に適う。そうだとすると、本案勝訴可能性の要件さえ考慮すれば、それとは別に公益を考慮する必要はなくなる。

結局、本案請求を規律する実体法が保護・調整する公益を考慮対象とする場合、公益への配慮は本案勝訴可能性の考慮で足りるため、公益要件の考慮は予備的差止命令の判断に影響を及ぼすことはできない²⁹²⁾。仮に裁判所が公益に言及したとしても、それは既に出された結論を正当化するための説明として用いるか²⁹³⁾、又は結論を出す際の参考程度に用いるというこ

292) 公益や他者への被害の要件につき、最高裁判所は決定的なものであるとするが、暫定的救済の認否を決することはめったにない、との指摘がある。Wolf, *supra* note 289, at 234; Lewis, *supra* note 291, at 849, 850 [「公益はあまり尊重されていない。』。But see, 11A Fed. Prac. & Proc. Civ. § 2948.4 [「その差止命令によって公益が助長されるか又は阻害されるかという点には十分な配慮が払われるべきである、としばしば強調されてきた。』。]

293) Stoll-DeBell, *supra* note 113, at 135-36.

しばしば、裁判所は十分な分析をせずに公益の要因を提唱する。公益は、分析に貢献する何かというより、既に出されている結論を根拠づける際に言及される、平衡錘 (makeweight) として批評されてきた。Thomas E. Patterson, *supra* note 287, at 52; Lewis, *supra* note 291, at 849, 851.

例えば、同じ商標侵害事件に関して、原告が本案勝訴可能性の立証に失敗した ASICS Corp. v. Target Corp., 282 F. Supp. 2d 1020 (D. Minn. 2003) において、裁判所は「請求原因の有効性についてより実質的な立証がない限り、できるだけ安い価格、独占の回避、及び規制のない競争を奨励する大きな公益に照らせば、差止命令は公益に合致しない。本件のように原告がそのような立証をできない以上、争点が完全に審理されるまで現状を維持しておくのが公益に適うのである。」と判示した (*Id.*, at 1032) のに対して、原告が本案勝訴可能性の立証に成功した Connelly v. ValueVision Media, Inc., 393 F. Supp. 2d 767 (D. Minn. 2005) において、裁判所は「原告が商標侵害の本案請求に関して勝訴する可能性を証明したと既に判断さ

とになる²⁹⁴⁾。かかる場合の公益の考慮は、予備的差止命令の申立ての認否を判断するための独立基準とはいえない。

②特別に優越的価値をもつ公益 実体法の認める公益が、特別に優越的価値をもつ公益である場合には、予備的差止命令の認否に大きな影響を及ぼすことがある²⁹⁵⁾。このような強力な公益の代表例は、国家の安全保障

れているため、裁判所は、予備的差止命令を発令することが最高の公益に資すると認める。商標権侵害は本質的に公益に反するのである。」と判示している (*Id.*, at 777)。

294) Vaughn は、差止命令の申立ての認否の理由として公益を援用することで、裁判官や当事者の個人的指針 (personal agenda) を偽装又は表面的に正当化 (disguise and superficially legitimate) しているのかもしれない、と述べる。Vaughn, *supra* note 254, at 864.

公益要件は、圧倒的多数 (vast majority) の事件においては、中間的差止命令を肯定又は否定するための平衡錘にしかすぎない、との指摘もある。Wolf, *supra* note 289, at 234; Thomas E. Patterson, *supra* note 287, at 52; Lewis, *supra* note 291, at 850-51.

何が適切な結論であるかを判断する際に用いる要素というより、既に達した結論を根拠づけるために言及する要素であるとされる。以上につき、Donald B. Halber, *Granting Preliminary Injunctions Against Dealership Terminations in Antitrust Actions*, 67 Va. L. Rev. 1395, 1403-04 (1981).

295) 公益が予備的差止命令取得に影響を与える例として、選挙制度に関する公益と国家の安全保障に関する公益があるといわれている。Stoll-DeBell, *supra* note 113, at 137.

11A Fed. Prac. & Proc. Civ. § 2948.4 [「特に連邦の法律が訴訟対象となる行為を禁止している場合、法律は予備的差止命令を認める強力な要因と考えられている。……また禁止を求める行為が違法と宣言され又は明らかに公益に反する場合、原告は回復不能の被害も被害の比較衡量において自己が有意である点も立証する必要がない。これは特に、制定法が明文で中間的差止命令の救済を認めている場合にはそうである。」]

被告の行為が制定法で禁止されている場合、その行為は公益を害しているとの

(national security)²⁹⁶⁾ や人権に関する公益²⁹⁷⁾ などである。たとえば、ニューサンスを理由として住民が軍の軍事行動の予備的差止命令を求める場合、原告が本案勝訴可能性や被害の比較衡量における優位を立証したとしても、なお国家の安全保障の重要性を考慮して申立てを認めないことがありうる。

強力な推定がはたらく。裁判所は、①公衆の健康・安全・福祉、②消費者保護、③環境への懸念、④経済発展およびインフラ条件、⑤営業利益の保全、⑥契約上の権利義務の執行、⑦知的財産および営業秘密の保護などを挙げる。以上につき、Thomas E. Patterson, *supra* note 287, at 52.

296) 最重要の公益の一例は、国家の安全保障であるとされる。Stoll-DeBell, *supra* note 113, at 138.

Blackhawk Indus. Prods. Group Unlimited LLC ケースにおいて、原告製造業者は、政府に対して、軍事戦闘用の製品につき、公認サプライヤーとしてリストから削除することを禁ずる予備的差止命令を求めた。裁判所は、原告製品が既に利用できなくなっている場合、差止命令がなければ、戦争遂行能力 (war effort) や国家の安全保障に影響があることは証拠によって根拠づけられているとして (それを理由の一部として)、差止命令を認めた。Blackhawk Indus. Prods. Group Unlimited LLC v. United States GSA, 348 F. Supp. 2d 649, 661 (E. D. Va. 2004).

Natural Resources Defense Council ケースは、多数の環境団体である原告らが、全米における核兵器の配備計画に関して、設備を建設・改良するための資金を支出しないようエネルギー省長官に命ずる予備的差止命令を求めた事案である。

原告らは、エネルギー省による備蓄弾頭維持管理計画 (Stockpile Stewardship and Management Program: SSMP) の環境影響調査報告書案 (proposed environmental impact statement: PEIS) は、備蓄弾頭維持管理計画を厳格に調査し計画の合理的代替案を客観的に評価していない点で不適切であると主張した。裁判所は、環境影響調査報告書案が恣意的かつ気まぐれであると認められない以上、原告らは本案勝訴可能性を立証できていないし、また、備蓄弾頭維持管理計画の実施に関する国家安全保障上の利益は、環境団体の懸念する切迫した環境上の害悪に優越すると判示した。

「本件において、裁判所は公益を評価するに際して、競合する重要な諸利益を比

較衡量しなければならぬ。本件における国家安全保障の利益はとても重要であるのは間違いない。本裁判所は、エネルギー省長官が行った備蓄弾頭維持管理計画の実行可能性に関する国家安全保障上の判断を覆すのに消極的である。原告らは、備蓄弾頭維持管理計画に関するいかなる国家安全の脆弱性も限られた期間であり、将来まで続くものではない旨主張するが、そのような脆弱化は、一ほんのつかの間の核抑止力へのいかなる信頼性の低下でさえ受け入れられるものではない。ならず者国家 (rogue nations) や世界中のテロ組織がすぐにも核兵器にアクセスできるかもしれない、核兵器を邪悪な目的で使用するかもしれない。世界のリーダーとしての責任を負っている我々の国は、そのような全ての脅威に対して、急速かつ有効な対応をとれなければならない。裁判所は、本件訴訟でなされた主張を根拠として、核問題についてリーダーシップをとる国家の責任を引き受けることはできない。我々の核抑止に関する信頼性への疑問は、キューバ危機のような将来の危機に際して、受け入れがたいリスクを創出するだろう。そのような将来の危険が実現する可能性は現在のところ過去ほどには大きくはないが、我々はそのような可能性を決して無視してはならない。今日は晴れていても、注意しなければ、不吉な暗雲がたちこめることもありうるのである。本裁判所は、まさに本件原告らが主張した、環境上、健康上、安全上の懸念を抱くに足るアクシデントが存在したことをよく知っている。実際、最近のニュース報道によると、アメリカ市民は1950年代の核実験の際に放出された過度の放射能にさらされているという。気づかずに放射能にさらされ続けたせいで7万5千人もの人がガンになった可能性がある、と示唆する環境学者もいる。もしこの情報が正しいなら、政府はそのような環境汚染の再発を防止するあらゆる措置を講じなければならない。毎年の現地報告や追加情報により原告らのような優良な団体が政府の行為を監視することができ、重要な環境問題にタイムリーな方法で対応できるようすることが望ましい。」 *Natural Resources Defense Council v. Pena*, 972 F. Supp. 9, 20-21 (D. D. C. 1997).

以下の事例も参考になる。 *Wiedenhoeft v. United States*, 189 F. Supp. 2d 295, 297 (D. Md. 2002); *United States v. Zenon*, 711 F. 2d 476 (1st Cir. 1983) (当該海域における海軍の軍事行動は国防に極めて重要であり、個人や漁師の侵入がそれに重大な干渉となっていると認めて、立ち入りを禁止する差止命令を認めたこと

③司法上の公益 司法制度上の要請（権力分立，連邦制，他の裁判所の判断に対する礼讓など）は公益といえるのかについて議論がある²⁹⁸⁾。裁判所は，予備的差止命令の認否判断に際してかかる要請をしばしば考慮しているが²⁹⁹⁾，それを予備的差止命令の一要件としてではなく，エクイティ上の救済の一般ルールと捉えているようである³⁰⁰⁾。

は裁量権の範囲内であるとした事例)，United States v. McGee, 714 F. 2d 607 (6th Cir. 1983)（土地の収用に関して，ライトバタースン空軍基地とオハイオ州デイトン市との間に軋轢が生ずる危険は，収用を禁止する永久的差止命令を正当化することに足りる，とした事例)，Waldron v. George Weston Bakeries, Inc., 575 F. Supp. 2d 271 (D. Me. 2008), *aff'd*, 570 F. 3d 5 (1st Cir. 2009)（パン屋との配給契約に基づいてパンと焼菓子を配給している独立請負人とパン屋との間の契約紛争において，パン屋が配給権を再売買するのを禁止する予備的差止命令は，被告パン屋の行為が犯罪性を帯びる場合には，公益に資する，とした事例）。

297) 予備的差止命令の発令を支持するつよい公益の一例は，「個人の憲法上の権利の回復」である。Crue v. Aiken, 137 F. Supp. 2d 1076, 1091 (C. D. Ill. 2001). *See also*, Thomas E. Patterson, *supra* note 287, at 52.

298) Lewis は，このような利益を「実体関係外政策 (Extrinsic Policy)」と称している。Lewis, *supra* note 291, at 857, 864-66.

299) Railroad Commission of Texas ケースは，列車の乗車規則が人種差別的であるとして，同規則の執行を差し止める予備的差止命令が求められた事例である。最高裁判所は，「エクイティ裁判権の歴史は，差止命令という非常の救済をするための発令が公衆に与える影響への配慮の歴史である」との一般論を述べた後，「連邦の衡平法裁判官の裁量に付される主張の中に，州の政策に不要に介入することを回避する要請以上に重要なものが含まれることはめったにない」と述べて (*Id.* at 500)，差止命令を認めた地方裁判所の決定を破棄した。Railroad Commission of Texas v. Pullman Co., 312 U. S. 496 (1941).

礼讓 (comity) の概念は，「連邦裁判所による州裁判所手続への介入を抑止する年来の公共政策」を支持する理由の一つであるとされている。Younger v. Harris, 401 U. S. 37 (1971).

300) 実体関係外政策は，公益要件から排除されてきた。Lewis は，前掲 Younger ケー

④差止命令により直接的影響を受ける当事者でない者の利益 病院・金融機関・ライフライン企業のように、その事業の執行に多くの者の重大な利益が関わっている場合、これらの事業執行を停止させてしまうとそれらの者の重大な利益を回復不能なまでに害する危険がある。そのため裁判所は、予備的差止命令の発令の判断に際して、訴訟当事者の受ける被害や勝訴可能性のみならず、当該差止命令により大きな影響を受ける当事者以外の者の利益も考慮しなければならない³⁰¹⁾。

スにつき、公益要件の枠外で司法礼讓の問題を処理した事例であるとする。Lewis, *supra* note 291, at 864, 865.

United States v. Rural Electric Convenience Coop. Co., 922 F. 2d 429 (7th Cir. 1991) [「本裁判所は、本件訴訟を支配する、連邦主義との関係 (federalism concerns) に敏感である。しかし我々は、礼讓や連邦主義が、差止命令の発令に不利に作用する『公益』要件として考慮されるべきとは考えない。これらの関係は、エクイティ上の救済付与に関する法的ルールを定式化する中で、考慮するのが適切である。』].

301) Mississippi Power & Light Co ケースは、電力会社が、同社に適用される天然ガス供給料金を過分請求しないよう天然ガス供給者に命ずる予備的差止命令を求めた事案である。地方裁判所は、燃料費はそのまま電力使用料金にはねかえるので、当該事件における公益は、中心的争点 (central issue) であるとし、差止命令の発令が公益に資するとして申立てを認めた。控訴裁判所もこの判断を是認した。Mississippi Power & Light Co. v. United Gas Pipe Line Co., 760 F. 2d 618 (5th Cir. 1985).

SCFC ILC, Inc. ケースも差止命令により直接的影響を受ける当事者でない者の利益が問題となった事案である。Sears 社は金融機関の Mountain West 社を買収したが、Sears 社の完全子会社 Greenwood Trust 社はデイスカバー・カードを発行していた。Mountain West 社は、その顧客のために、Visa 社にカードの発行を依頼したが、同社は規則で Sears 社とその子会社には発行しないことに決めていたのでこれを拒否した。そこで Mountain West 社が Visa 社を訴え、150 万枚のカード発行に承諾するよう被告に命ずる予備的差止命令を求めたところ、地方裁

しかし、差止命令により影響を受ける者の利益といっても、それだけでは範囲が不明確であり、場合により影響を受ける者は膨大な範囲に及ぶことがあり得るため、何らかの制限が必要となってくる。この点につき、Lewisは、差止命令により影響を受ける者を、訴訟当事者によってその利益を適切に代表されていない者であって、実体法の執行の結果として通常予想される被害とは実質的に異なる被害を受ける特定の非当事者、という制限を課している。つまり、通常、ある規則の執行停止は、その規則の対象者や執行者に大きな影響を及ぼすが、そのような不特定多数の者の利益は考慮しない、ということである。また、代表訴訟のように、当事者でない者の利益を訴訟当事者が代表する場合には、その者の利益を被害の比較衡量において考慮すればよい。その点問題となるのは、政府機関が訴訟当事者である場合、その政府機関の利益を公衆の利益と同視できるか、である。例えば、証券取引委員会は投資家の利益、食品医薬品局は国民の健康、環境保護庁は環境利益、軍は国家の安全保障等の公益代表者であるから、被害の利益衡量と別個にそれらの者の利益を考慮する必要はない（政府機関は独自の利益を持たず、一定の公益を代表しているにすぎない：政府機関の利益＝保護対象者の利益だからである）。ただし、一政府機関が全ての公益を代表しているわけではなく、時として公益と対峙することもある（環境保護団体が軍の作戦を環境権侵害として差止命令を求める場合）³⁰²⁾。

判所はこれを認めた。しかし、控訴裁判所は、もし150万枚のカードが最終的に不当に発行されたものとされた場合の影響を考えて、差止命令の不発令が公益に資するとして原審の判断を取り消した。SCFC ILC, Inc. v. VISA USA, Inc., 936 F. 2d 1096 (10th Cir. 1991).

302) Punnett ケースは、米軍の地上核実験により被災したと主張する人々が、米軍は実験前に放射能の危険性を説明するのを怠ったと主張して、国に対して代表訴訟を起こした事案である。原告らは、潜在的クラス構成員に対して突然変異の危険性（mutagenic danger）に関する警告をするよう被告に命ずる予備的差止命令を求

このような特定非当事者の利益が問題となる事例は少ないといわれる。そこで、このような公益を独立の一要件としてではなく、被害の利益衡量の中で考慮する立場もある³⁰³⁾。つまり、被害の利益衡量の「被害」とは原則として当事者の被害であるが、上記のような訴訟当事者でない者がいる場合には、その者の被害も「被害」に含めて利益衡量する、との解釈である。

※本稿は、平成 24 年度科学研究費補助金（学術研究助成基金助成金（基盤研究(c)：課題番号 24530106)）による研究成果の一部である。

めた。裁判所は、そのような警告は受けた者にとって利益より害悪（心配、追加検査、中絶・避妊、婚姻拒否、人工授精の利用増などの不要なアクションを惹起する危険）をもたらすものだとし、申立てを認めなかった。Punnett v. Carter, 621 F. 2d 578 (3d Cir. 1980).

Jaffee ケースは、Punnett ケースと同様の事案において、地上核実験に参加した軍人ががんや白血病の危険性を警告するよう被告に命ずる予備的差止命令が認められた事案である。Jaffee v. United States, 592 F. 2d 712 (3d Cir. 1979).

以下の事例も参考になる。O'Donnell Constr. Co. v. District of Columbia, 963 F. 2d 420 (D. C. Cir. 1992)；Rum Creek Coal Sales, Inc. v. Caperton, 926 F. 2d 353 (4th Cir. 1991)（公益代表者をウェスト・バージニア警察ではなく私企業であるとした事例）、Natural Resources Defense Council v. Watkins, 954 F. 2d 974 (4th Cir. 1992)（エネルギー省と公益団体（public interest group）のどちらも公益代表者ではないとした事例）、Glenwood Bridge, Inc. v. City of Minneapolis, 940 F. 2d 367 (8th Cir. 1991)（市と私的契約者のどちらも公益代表者とした事例）。

303) Lewis, *supra* note 291, at 891. See also, 13 Moore's Federal Practice § 65.22 [申立人が立証すべき 4 要件を「(1)申立人の勝訴可能性, (2)予備的差止命令の請求が拒否された場合に申立人が受けるであろう被害の可能性, (3)当事者間の困難性と非当事者の受ける困難を併せた困難の比較衡量, (4)予備的差止命令の認否が公共政策に及ぼす影響」と規定する。]；§ 65.22 [1] [e] [「裁判所は、原告と被告の困難性を利益衡量する際には、非当事者に生ずべき被害をも考慮しなければならない。』]。